

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成19年北海道条例第4号）附則第1項ただし書に規定する規定（第1条の規定に限る。）の施行期日は、平成19年3月16日とする。

北海道感染症診査協議会条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

北海道感染症診査協議会条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、北海道感染症診査協議会条例（平成11年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、北海道感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき、協議会に次の部会を置く。

（1）感染症部会

（2）結核部会

（所掌事項）

第3条 感染症部会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第3項各号に掲げる事務（次項に規定するものを除く。）を行う。

2 結核部会は、法第24条第3項各号に掲げる事務（結核に係るものに限る。）を行う。

（部会の組織）

第4条 感染症部会は、委員6人以内で組織する。

2 結核部会は、委員5人以内で組織する。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、保健所長が招集する。

2 部会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところ

目 次

規 則

○地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則.....（人事課）	1
○北海道感染症診査協議会条例施行規則.....（健康推進課）	1
○北海道職員倫理規則の一部を改正する等の規則.....（総務部総務課）	2
○地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....（人事課）	2
○退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事課）	3
○学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則...（道民活動文化振興課）	5
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（保健福祉部総務課）	5
○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則.....（道立病院管理局）	6
○北海道住宅対策審議会条例施行規則の一部を改正する規則.....（住宅課）	9

訓 令

○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令.....（総務部総務課）	9
○地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....（人事課）	10
○北海道職員服務規程等の一部を改正する訓令.....（人事課）	10

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員
北海道議会
北海道企業局

訓令

○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....（職員厚生課）	11
--------------------------------------	----

規 則

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

による。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道職員倫理規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道職員倫理規則の一部を改正する等の規則

(北海道職員倫理規則の一部改正)

第1条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(条例第2条第1項に規定する職員をいう。第3条及び第5条において同じ。)」を削る。

第2条中「第3条、」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条中「及び教育公務員特例法第19条に規定する学長、教員及び部局長の職にある職員」を削る。

別表第1中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

(札幌医科大学条例施行規則及び札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 札幌医科大学条例施行規則(昭和31年北海道規則第143号)

(2) 札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則(昭和32年北海道規則第45号)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道庁舎等管理規則の一部改正)

第1条 北海道庁舎等管理規則(昭和41年北海道規則第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「たる吏員」を「の職にある知事の補助機関である職員」に改める。

(支庁長事務委任規則の一部改正)

第2条 支庁長事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。

農政部の項7の事項中「技術吏員」を「職員」に改め、同項34の事項中「平成15年北海道条例第1号」を「平成15年北海道条例第33号」に改める。

建設部の項3の事項中「第48条第1項」を「第49条第1項」に改める。

(北海道職員倫理規則の一部改正)

第3条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4号中「副出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(北海道居住施設管理規則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(1) 北海道居住施設管理規則(昭和39年北海道規則第111号)第18条

(2) 行政書士法施行細則(昭和26年北海道規則第64号)別記第4号様式

(3) 北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則(昭和24年北海道規則第179号)第4条第8号及び第5条(見出しを含む。)

(4) 災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号)第13条から第15条まで及び別記第5号様式

(北海道消防ポンプ性能試験規則の一部改正)

第5条 北海道消防ポンプ性能試験規則(昭和28年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。

第4条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別記第2号様式中「平成」を削り、「試験吏員職氏名印」を「試験職員職氏名印」に改める。

(狂犬病予防法施行細則等の一部改正)

第6条 次に掲げる規則の規定中「吏員」を「職員」に改める。

(1) 狂犬病予防法施行細則(昭和45年北海道規則第32号)第6条第2項

(2) 生活保護法施行細則(昭和28年北海道規則第104号)別記第13号様式の2

(3) 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和42年北海道規則第37号)別記第22号様式

(4) 北海道みつばち転飼条例施行規則（昭和32年北海道規則第61号）別記第3号様式（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第7条 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「吏員」を「職員」に改める。

第158条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第8条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第13条の8第2項中「担当吏員」を「担当職員」に改める。

別記第17号様式の2の2中「吏員」を「職員」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正）

第9条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成13年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「吏員」を「職員」に、「第62条第1号」を「第62条第5号」に改める。

（主要農作物種子法施行細則の一部改正）

第10条 主要農作物種子法施行細則（昭和28年北海道規則第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「技術吏員」を「職員」に改める。

別記第3号様式中「平成」を削り、「当該技術吏員」を「当該職員」に、「証票」を「証票」に改める。

（砂防法施行細則の一部改正）

第11条 砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「砂防法ノ」を「砂防ノ」に、「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定中北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則第158条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第18号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2第2項第19号」を「第5条の2第2項第22号」に改める。

第2条中「第5条の2第2項第19号」を「第5条の2第2項第22号」に改め、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例附則第40項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる同項に規定する施行日後の研究所等の職員としての在職期間

第4条中「第19号」を「第22号」に改める。

別表イの表第4号区分の項第2号中「以後適用されている」を「から平成19年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「4月以後」の次に「平成19年3月以前」を加え、同表第5号区分の項第3号中「4月以後」の次に「平成19年3月以前」を加え、同項第4号中「以後適用されている」を「から平成19年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「4月以後」の次に「平成19年3月以前」を加え、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 平成19年4月1日以後適用されている学校職員給与条例の教育職給料表(2)（以下「平成19年4月以後の教育職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事が別に定めるもの

別表イの表第5号区分の項第4号の次に次の1号を加える。

5 平成19年4月1日以後適用されている学校職員給与条例の教育職給料表(1)（以下「平成19年4月以後の教育職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事が別に定めるもの

別表イの表第6号区分の項第3号及び第4号中「4月以後」の次に「平成19年3月以前」を加え、同項中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

11 平成19年4月1日以後適用されている警察職員給与条例の医療職給料表（以下「平成19年4月以後の医療職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

別表イの表第6号区分の項第7号中「第5号区分の項第7号」を「第5号区分の項第9号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「第5号区分の項第6号」を「第5号区分の項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第5号区分の項第5号」を「第5号区分の項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 平成19年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの

別表イの表第6号区分の項第4号の次に次の1号を加える。

5 平成19年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの

別表イの表第7号区分の項第3号及び第4号中「4月以後」の次に「平成19年3月以前」を加え、同項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

12 平成19年4月以後の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものうち知事が別に定めるもの

別表イの表第7号区分の項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「第5号区分の項第6号」を「第5号区分の項第8号」に、「第6号区分の項第6号」を「第6号区分の項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第5号区分の項第5号」を「第5号区分の項第6号」に、「第6号区分の項第5号」を「第6号区分の項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 平成19年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。)

別表イの表第7号区分の項第4号の次に次の1号を加える。

5 平成19年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)

別表イの表第8号区分の項第4号及び第5号中「4月以後」の次に「平成19年3月以前」を加え、同項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、同項第10号中「第7号区分の項第9号」を「第7号区分の項第11号」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

13 平成19年4月以後の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの又は6級であったもの(第7号区分の項第12号に掲げる者を除く。)

別表イの表第8号区分の項第9号中「第7号区分の項第8号」を「第7号区分の項第10号」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 平成19年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち知事が別に定めるもの

別表イの表第8号区分の項第5号の次に次の1号を加える。

6 平成19年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち知事が別に定めるもの

別表イの表第9号区分の項第4号及び第5号中「4月以後」の次に「平成19年3月以前」を加え、同項中第11号を第14号とし、第10号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

13 平成19年4月以後の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

別表イの表第9号区分の項第9号中「第8号区分の項第9号」を「第8号区分の項第11号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「第8号区分の項第8号」を「第8号区分の項第10号」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、同項第6号中「第8号区分の項第6号」を「第8号区分の項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 平成19年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの(第8号区分の項第8号に掲げる者を除く。)

別表イの表第9号区分の項第5号の次に次の1号を加える。

6 平成19年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの(第8号区分の項第6号に掲げる者を除く。)

別表イの表第10号区分の項第4号及び第5号中「4月以後」の次に「平成19年3月以前」

を加え、同項中第11号を第14号とし、第10号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

13 平成19年4月以後の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの

別表イの表第10号区分の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「第9号区分の項第6号」を「第9号区分の項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 平成19年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第9号区分の項第8号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの

別表イの表第10号区分の項第5号の次に次の1号を加える。

6 平成19年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第9号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第19号

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道立開拓記念館管理規則の一部改正)

第1条 北海道立開拓記念館管理規則(昭和46年北海道規則第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「中学校」の次に「若しくは中等教育学校の前期課程」を加え、同項第4号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(北海道立開拓の村管理規則の一部改正)

第2条 北海道立開拓の村管理規則(昭和58年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「中学校」の次に「若しくは中等教育学校の前期課程」を加え、同号

工中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則(平成3年北海道規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「中学校」の次に「若しくは中等教育学校の前期課程」を加え、同号工中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第4条 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年北海道規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第24号様式中「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

(北海道立産業共進会場条例施行規則等の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(1) 北海道立産業共進会場条例施行規則(昭和47年北海道規則第82号)第4条第1号ア

(2) 北海道立真駒内公園管理規則(昭和50年北海道規則第51号)第6条第1号ア

(3) 北海道立野幌総合運動公園管理規則(昭和60年北海道規則第47号)第6条第1号ア

(4) 北海道子どもの国管理規則(平成元年北海道規則第91号)第5条第1号ア

(5) 北海道立オホーツク公園管理規則(平成6年北海道規則第70号)第6条第1号ア

(6) 北海道立宗谷ふれあい公園管理規則(平成10年北海道規則第98号)第6条第1号ア

(7) 北海道立十勝エコロジーパーク管理規則(平成15年北海道規則第79号)第6条第1号ア

(8) 北海道立ゆめの森公園管理規則(平成16年北海道規則第34号)第5条第1号ア

(北海道立道民の森管理規則の一部改正)

第6条 北海道立道民の森管理規則(平成2年北海道規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「中学校」の次に「若しくは中等教育学校の前期課程」を加え、同号ウ中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第20号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「別表第1の2の2の2の項⁽²⁵⁾」を「別表第1の2の3の項⁽²⁵⁾」に改め、同表中1の2の項を削り、1の3の項を1の2の項とし、1の4の項を1の3の項とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2収益の事項中「伴う収益」の次に「、肢体不自由児施設支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項に規定する肢体不自由児施設支援をいう。以下同じ。）に伴う収入」を、「医薬費補助」の次に「、肢体不自由児施設運営費負担等」を、「交付された補助金」の次に「及び負担金」を加え、「医療活動に」を「医療活動、肢体不自由児施設支援等」に、

「	消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税還付金	を
「	消費税及び地方消費税還付金 肢体不自由児施設収益	消費税及び地方消費税還付金 肢体不自由児施設支援等に伴う収入	に改め、
	肢体不自由児施設入所収益 肢体不自由児施設事業収益	児童福祉法第24条の2第1項の障害児施設給付費及び同法第24条の20第1項の障害児施設医療費に係る収入等 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期	

その他肢体不自由児施設収益	入所に伴う収入 前記の科目に属さない肢体不自由児施設収益	」	
同表費用の事項中「医学研究」を「医学、児童の福祉等の研究」に、「医学に」を「医学、児童の福祉等に」に、			
「	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	を
「	肢体不自由児施設費	肢体不自由児施設支援等に要する費用	」
	給料 手当 賃金 報酬 法定福利費	常勤の職員に伴う給料 常勤の職員に伴う諸手当 臨時職員及び人夫雇用に伴う賃金 非常勤職員及び嘱託員に伴う報酬 社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額及び常勤職員の公務災害補償基金負担金	
	災害補償費	非常勤職員の公務災害に伴う災害補償費	
	退職給与金 医薬材料費	常勤の職員の退職に伴う退職金 薬品費及びX線用、検査用、診療用等の材料費	
	給食材料費	利用者の給食のため消費する食品、給食用具等であって1年以内に消費するもの	
	医療消耗備品費	診療用具（利用者の用に供するものを含む。）、調剤用具、X線用具、検査用具等の消耗備品	
	その他材料費	利用者の生活療法用として使用する材料費及びその他前記科目に属さない材料費	
	厚生福利費	職員の健康診断及びリクレーションに係る厚生福利の経費及び互助会団体保険料	
	報償費	講演会、研究会等の講師の謝礼金、賞賜金（品）、祭祀料	

<p>旅費 需用費 庁用消耗備品費 修繕費 委託料 保険料 使用料及び賃借料 役務費 食糧費 交際費 諸負担金 雑費 建物減価償却費 構築物減価償却費 器械備品減価償</p>	<p>費用弁償旅費、赴任旅費、肢体不自由児施設運営等に要する旅費 消耗品費（事務用、管理用等に使用するもので、1年以内に消耗するもので消耗備品以外のもの及び印刷製本に係る経費） 被服費（職員等に貸与する被服等） 光熱水費（電気料、ガス料、水道料等の光熱水費） 医療消耗備品以外の消耗備品（取得価額2万円未満の公印、美術工芸品及び史的遺産を含む。） 固定資産及び消耗備品の維持修繕に要する経費 試験、研究、調査、設計、測量、庁舎保全管理等を契約により委託する経費 各種保険料 土地、家屋、自動車、会場、基準寝具等の借上げ、放送聴取料、下水道使用料、駐車場使用料及び道路通行料等 通信運搬費（送料、電信電話料、運搬料、郵便切手及び知事が定めるこれに類する証票並びにはがきの購入費）手数料（各種手数料、洗たく料、筆耕翻訳料） 会議用及び来客用茶菓及び弁当等の経費 肢体不自由児施設（児童福祉法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設をいう。）の運営の円滑化のために必要な外部との交際に要する経費 各種団体等に対する負担金 違約金、広告料、公課費、交付金及び賠償金等で前記の科目に属さない経費 建物に対する減価償却費 構築物に対する減価償却費 器械備品に対する減価償却費</p>	に改める。	<p>却費 車両減価償却費 放射性同位元素減価償却 その他有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費 たな卸資産減耗費 固定資産除却費 消費税及び地方消費税</p>	<p>車両に対する減価償却費 放射性同位元素に対する減価償却費 その他有形固定資産に対する減価償却費 無形固定資産に対する減価償却費 たな卸品の破損、変質、亡失等による消耗損 固定資産の除却に伴う除却損（移転改築に伴う旧施設に係るものを除く。）及び撤去費 消費税及び地方消費税</p>	別表第7 収益的収入及び支出の事項中	<p>消費税及び地方消費税還付金</p>	を	<p>消費税及び地方消費税還付金 肢体不自由児施設収益 肢体不自由児施設入所収益 肢体不自由児施設事業収益 その他肢体不自由児施設収益 資産貸付収益</p>	<p>障害児施設給付費収入 障害児施設医療費収入 措置者負担金収入 に、</p>
---	--	-------	--	--	--------------------	----------------------	---	--	--

北海道住宅対策審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第22号

北海道住宅対策審議会条例施行規則の一部を改正する規則

北海道住宅対策審議会条例施行規則（昭和28年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（会議）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

北海道訓令第1号

本 庁
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

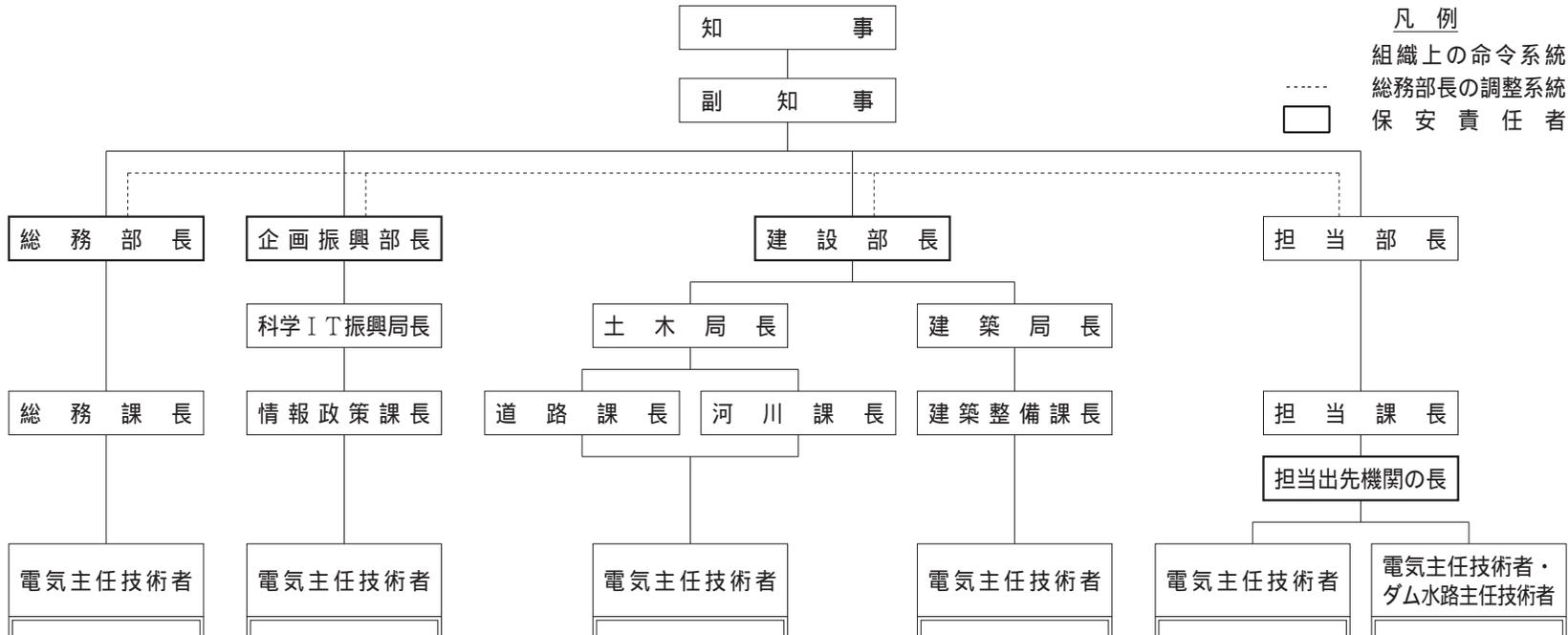
北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

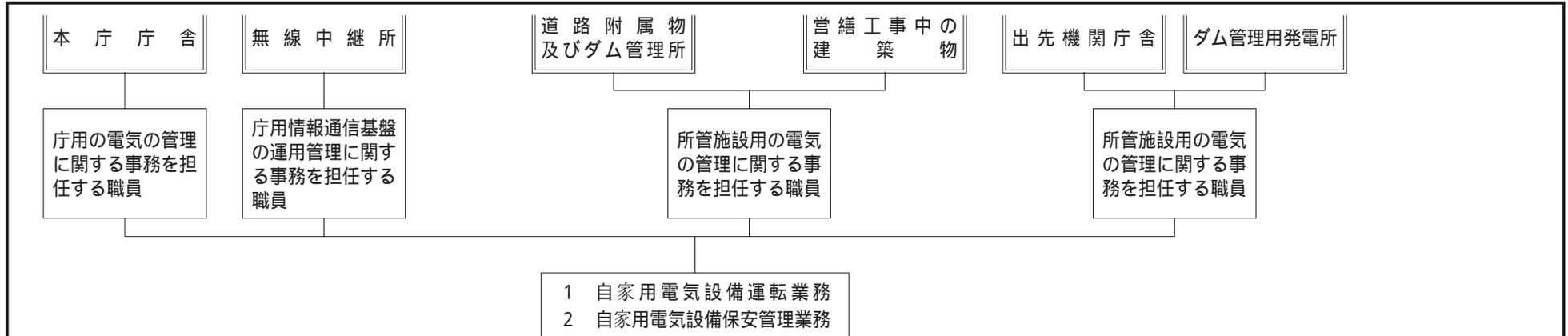
北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

保 安 管 理 組 織





附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

北海道訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(表彰者選考委員会規程の一部改正)

第1条 表彰者選考委員会規程(昭和44年北海道訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、出納長」を削る。

(考査監設置規程の一部改正)

第2条 考査監設置規程(平成9年北海道訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(北方領土対策本部規程の一部改正)

第3条 北方領土対策本部規程(昭和59年北海道訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「吏員」を「職員」に改める。

(北海道労働金庫検査規程の一部改正)

第4条 北海道労働金庫検査規程(昭和29年北海道訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事務吏員」を「職員」に改める。

(収用委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部改正)

第5条 収用委員会事務局の設置及び組織に関する規程(昭和44年北海道訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「事務吏員」を「職員」に改める。

第5条中「北海道訓令第3号」を「昭和41年北海道訓令第3号」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員服務規程等の一部を改正する訓令

(北海道職員服務規程の一部改正)

第1条 北海道職員服務規程(昭和41年北海道訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「大学教員等」を「研究職員」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

(北海道職員被服貸付規程の一部改正)

第2条 北海道職員被服貸付規程(昭和41年北海道訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「雨衣（上下）」14を「雨衣（上下）」14に改め、「札幌医科大学及び」、「札幌医科大学附属病院」、「（札幌医科大学に勤務する者の項に掲げる者を除く。）」及び「（札幌医科大学附属病院を除く。）」を削り、

電 気 技 能 員	作業衣(上下)	2	1	札幌医科大学に勤務する者を除く。
	布 靴	1	2	
	白衣(上下)	2	1	札幌医科大学に勤務する者に限る。
	白 皮 靴	1	1	

電 気 技 能 員	作業衣(上下)	2	1
	布 靴	1	2

改め、同表札幌医科大学に勤務する者の項を削る。

（ 考査監設置規程の一部改正 ）

第3条 考査監設置規程（平成9年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、各支庁及び札幌医科大学」を「及び各支庁」に改める。

第3条第1項中「、札幌医科大学にあっては事務局次長を」を削る。

（ 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程の一部改正 ）

第4条 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程（平成13年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「大学教員等」を「研究職員」に改める。

第1条中「大学教員等」を「研究職員」に、「）第1条」を「）第2条第1項」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第2条から第6条までの規定中「大学教員等」を「研究職員」に改める。

別記第1号様式中「大学教員等」を「研究職員」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員会
北海道議会
北海道企業局

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員会
北海道議会
北海道企業局

庁 中 一 般
部 局

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月16日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
北海道人事委員会委員長 中澤義則
北海道代表監査委員 宮間利一
北海道議会議長 高橋文明
北海道公営企業管理者 梶本孝博

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、出納局長及び札幌医科大学事務局長」を「及び出納局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

